

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の日)

## 目 次

◇ 告 示 保安林の指定予定(二件) (森林保全課)

保安林の指定の解除予定(三件) (〃)

都市計画の変更に係る図書の縦覧(都市計画課)

公有水面埋立ての免許の出願(港湾課)

◇ 選 管 告 示

平成四年七月二十六日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に関する寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨

選挙管理委員会の招集

◇ 公 告 保母試験の合格者(児童家庭課)

## 告 示

鳥取県告示第七百三十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成四年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡河原町大字天神原字本谷八〇七の一・八〇七の四(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。)、八〇七の三、字下築瀬九一五の一

### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 二 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字水谷庵一六五九、一六六九、一六七〇、字モジヲ一七二三の一から一七二三の三まで、一七二四の一から一七二四の五まで、一七三六、一七三七、日野郡日南町福万来字カツラケ谷

右平山七七二、字仲ノ谷七八五、七八六、字本谷山七八七から七八九  
まで、七九〇の一、七九〇の二、七九一、七九二

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計  
画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面び関係書類を鳥取県  
農林水産部森林保全課及び関保町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百三十七号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林  
法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字岩屋堂字栗尾三九五の五、字カシドコ四〇一から四  
〇七まで、四〇七の一、四〇八の一から四〇八の八まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画  
で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課  
及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百三十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成四年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字茗荷谷字川原谷三五二の一七六から三五二の一七八まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百三十九号

次のように保安林の指定解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字山田字戯獅谷五四四の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第七百四十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町福長字論田一一六九の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき倉吉都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十

条第一項の規定により次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成四年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路三・四・二号 三明寺下田中線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分

倉吉市幸町

変更する部分

倉吉市昭和町二丁目

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第七百四十二号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部港湾課、倉吉土木事務所及び赤碕町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成四年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

東伯郡赤碕町大字赤碕字菊港二〇二七、字塩浜筋二〇二八、字西三軒屋一六〇八、一六一六、一六一九、一六二〇、一六二三から一六二五まで、一六二八、一六三一、一六三二次一、一六三三一、一六三五、一六三六一、一六四〇、一六四〇一、一六四一、一六四一及び一六四四、字東三軒屋一六四五、一六四六、一六五〇から一六五四まで、一六五七、一六五八次一、一六六一次一、一六六二、一六六五、一六六六、一六六六一、一六六九一、一六七〇一、一六七一一、一六七四一、一六七九、一六八三三（一六八三三）合併、一六八七一一、一六八七五及び二〇四三並びに字松ヶ谷二〇二九及び二〇二九次に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑯の地点まで順次に直線で結んだ線及び⑱の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 赤碓港冲防波堤灯台（北緯三五度三〇分四〇秒東經二三

三度三九分四四秒）から二五四度一四分二六秒三六四・四  
八メートルの地点

②の地点 ①の地点から二六一度三三分二五秒六七・六六メートル  
の地点

③の地点 ②の地点から二七六度二二分一二秒一五・九三メートル  
の地点

④の地点 ③の地点から三四八度二六分三一秒一七・九三メートル  
の地点

⑤の地点 ④の地点から三四三度二四分四〇秒一六・七二メートル  
の地点

⑥の地点 ⑤の地点から三三一度四三分四七秒八・七六メートルの  
地点

⑦の地点 ⑥の地点から三二二度一三分三五秒一九・七五メートル  
の地点

⑧の地点 ⑦の地点から三一七度三一分一六秒二一六・一九メート  
ルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三一一度三三分〇四秒一一一・六九メート  
ルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から三二六度二八分三九秒二三・九八メートル  
の地点

⑪の地点 ⑩の地点から三一三度二六分一六秒一一一・一〇メートル  
の地点

⑫の地点 ⑪の地点から二九三度五九分二三秒八・一〇メートルの

地点

⑬の地点 ⑫の地点から二七六度五三分〇〇秒五〇・一一メートル  
の地点

⑭の地点 ⑬の地点から三〇〇度五二分二四秒三九・六五メートル  
の地点

⑮の地点 ⑭の地点から三四〇度一九分一〇秒五二・二八メートル  
の地点

⑯の地点 ⑮の地点から二度〇一分〇一秒三一・〇六メートルの地  
点

⑰の地点 ⑯の地点から一二三度四五分二九秒九七・三四メートル  
の地点

⑱の地点 ⑰の地点から一三四度三〇分一秒三五・八二メート  
ルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から一二四度〇一分五三秒八〇・六七メートル  
の地点

(三) 面積

一五、八四〇・八四平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

東伯郡赤碓町大字赤碓字菊港二〇二七、字塩浜筋二〇二八及び字松  
ヶ谷二〇二九並びにその地先公有水面、同大字字塩屋一五八六一及  
び一五八六一八並びに同大字字西三軒屋一六〇八、一六一六、一六一  
九、一六二〇、一六二三から一六二五まで、一六二八、一六三一、一  
六三二次一、一六三二一、一六三五、一六三六一、一六四〇、一

六四〇一、一六四一、一六四一―一及び一六四四、字東三軒屋一六四五、一六四六、一六五〇から一六五四まで、一六五七、一六五八次一、一六六一次一、一六六二、一六六五、一六六六、一六六六一、一六六九一、一六七〇一、一六七一一、一六七四一、一六七九、一六八三―一）合併、一六八七一、一六八七―五及び二〇四三並びに字松ヶ谷二〇二九次に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の㉑の地点から㉒の地点までを順次直線で結んだ線及び㉓の地点と㉑の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

㉑の地点 赤碕港沖防波堤灯台から二五五度〇八分二五秒二三二・九六メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から二四二度四〇分四六秒八五・八七メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から二六七度一五分〇七秒四五・八六メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から二六三度二二分二八秒四五・五八メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から二六〇度五三分二八秒四八・八九メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から三五五度四四分一三秒二一・八五メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から三四〇度二〇分五六秒一六・二四メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から三三一度二三分五四秒一五・五〇メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から三二一度三五分三八秒一九・一二メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から三一五度五六分一九秒一一九・九五メートルの地点

㉛の地点 ㉚の地点から三一一度〇二分三九秒九八・四五メートルの地点

㉜の地点 ㉛の地点から三二三度一分二一秒二九・八五メートルの地点

㉝の地点 ㉜の地点から二九三度一二分二一秒一九・一八メートルの地点

㉞の地点 ㉝の地点から二七三度五七分四三秒三八・二一メートルの地点

㉟の地点 ㉞の地点から二一一度四九分二五秒一五・一四メートルの地点

㊱の地点 ㉟の地点から三〇〇度五二分五二秒四八・六九メートルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から二九度四五分三七秒一八・三六メートルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から三四〇度二七分五九秒四九・五六メートルの地点

㊴の地点 ㊳の地点から三二九度一二分五〇秒九・〇二メートルの地点

㊦の地点 ㊧の地点から一度三七分〇〇秒七一・八八メートルの地点

㊨の地点 ㊩の地点から三五九度〇六分四一秒二七・九九メートルの地点

㊫の地点 ㊬の地点から三五九度〇七分二九秒六二・九一メートルの地点

㊭の地点 ㊮の地点から一二四度二五分一〇秒一八九・二八メートルの地点

㊯の地点 ㊰の地点から一三四度〇九分二二秒三五四・一八メートルの地点

(三) 面積

八六、六二二・六〇平方メートル

四 埋立地の用途

護岸用地及び緑地

五 出願年月日

平成四年九月七日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された平成四年七月二十六日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

平成四年九月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告要旨

- 1 選挙の種類 平成4年7月26日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 17,331,800円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	加茂篤代	所属党派	無所属	期間 7月27日から第1回分 8月10日まで
出納責任者氏名	坂梨成子			

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名)(職業) (寄附額) 加茂篤代後援 政治団体 8,000,000 加会 部若解放同盟 団 体 54,000 鳥取県連合会	693,000 328,000 328,000 —	人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 泊費 雑費	80,600 111,890 2,986,000 169,076 91,741 229,545 140,054 141,485
その他の寄附	—		
その他の収入	—		
今回計	8,054,000	今回計	4,971,391
前回計	—	前回計	—
総計	8,054,000	総計	4,971,391

報告書受理年月日 平成4年8月10日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告要旨

- 1 選挙の種類 平成4年7月26日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 17,331,800円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	坂野重信	所属党派	自由民主党	期間 6月10日から第1回分 8月8日まで
出納責任者氏名	渡部 万亀造			

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名)(職業) (寄附額) さかの重信後 政治団体 4,000,000 援会 建信会 ” 2,000,000	2,286,000 2,141,138 2,106,736 34,402 155,559 403,540 2,784,090 2,826,503 155,818 630,673	人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 泊費 雑費	898,578
その他の寄附	—		
その他の収入	5,000,000		
今回計	11,000,000	今回計	12,281,899
前回計	—	前回計	—
総計	11,000,000	総計	12,281,899

報告書受理年月日 平成4年8月10日 第1回報告分



公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書

- 1 選挙の種類 平成4年7月26日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 17,331,800円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	佐々木康子	所属党派	日本共産党
出納責任者氏名	東田久	期間	8月30日から第1回分 8月7日まで

主たる寄附 (氏名、団体名)(職業) (寄附額)	収入 円	支出 円
貞光 信之 医 師 100,000	950,000	—
松葉 幸博 団 体 役 員 150,000	950,000	—
岩永 尚之 ” 100,000	196,095	—
青田八千代 団 体 職 員 50,000	1,020,500	—
渡辺 大修 団 体 職 員 50,000	—	—
年岡 博和 団 体 職 員 50,000	—	—
村口 徳康 団 体 役 員 100,000	69,525	—
富谷 行夫 ” 100,000	—	—
那須 昭美 ” 50,000	—	—
幅田千富美 ” 50,000	17,044	—
長田 明 団 体 職 員 50,000	—	—
田村 保芳 農 業 員 30,000	—	—
西尾 昭子 農 会 社 員 50,000	—	—
田原 勇 団 体 役 員 50,000	—	—
川西 基次 医 師 100,000	—	—
深浦 重道 団 体 役 員 50,000	—	—
南 博 ” 50,000	—	—

伊谷 周一 会社社長 100,000	伊谷 周一 会社社長 100,000
水津 文恵 団 体 職 員 50,000	水津 文恵 団 体 職 員 50,000
田治米芳郎 団 体 職 員 50,000	田治米芳郎 団 体 職 員 50,000
鷺見 節夫 団 体 職 員 50,000	鷺見 節夫 団 体 職 員 50,000
蓮仏 治巳 農 業 員 30,000	蓮仏 治巳 農 業 員 30,000
山内 淳子 団 体 職 員 50,000	山内 淳子 団 体 職 員 50,000
江原 勝 ” 50,000	江原 勝 ” 50,000
小橋 太一 会 社 員 50,000	小橋 太一 会 社 員 50,000
今本 潔久 団 体 職 員 50,000	今本 潔久 団 体 職 員 50,000
東田 久 団 体 職 員 93,164	東田 久 団 体 職 員 93,164

その他の寄附	—	その他の寄附	—
その他の収入	500,000	その他の収入	500,000
今 回 計	2,253,164	今 回 計	2,253,164
前 回 計	—	前 回 計	—
総 計	2,253,164	総 計	2,253,164

報告書受理年月日 平成4年8月10日 第1回報告分

